

様

副 区 長
山 内 隆 夫
小 西 將 雄

令和4年度予算の執行について（依命通達）

我が国の経済は、コロナ禍により大きな打撃を受け、令和2年度のGDP成長率は戦後最も低いマイナス4.5%となった。令和3年度は徐々に回復が進んできたものの、GDP成長率は世界平均を下回る2.6%の増加に留まる見込みである。

経済成長を伴わないまま、世界的なインフレ圧力の高まりに日本も巻き込まれ始めている。足元の経済は、ロシアによるウクライナ侵略などの不安定な世界情勢を背景に、原油、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等、先行きの不透明感が増している。

この間の国債の増発により、令和3年度末の債務残高の対GDP比は250%を超える見込みである。ワクチン接種が進んでいるものの、未だ新型コロナウイルス感染症の収束は見通せていない。こうした状況下で、どのように社会経済活動の活性化を図るかが大きな課題となっている。

感染拡大の影響により少子高齢化が加速し、令和4年1月には、東京都の人口も26年ぶりの減少となった。東京が本格的な人口減少局面に入れば、我が国全体の経済力はさらに低下し、持続可能な財政運営は困難になる。

こうした社会の構造的な変化を踏まえ、練馬区においても、危機感を持って財政運営に取り組む必要がある。区の歳出は、保育関係経費を中心に主な社会保障関係経費がこの10年で倍増し、区の判断で抑制・削減が困難な義務的経費が予算の5割以上を占めている。また、高度経済成長期に建設した区立施設が一斉に更新時期を迎え、改修・改築には多額の経費を要する見込みである。遅れている都市インフラの整備など、区特有の課題にも取り組まなければならない。

このような厳しい状況においても、長期的な視点を持って、区民生活の向上を図るとともに、持続可能な財政運営を堅持しなければならない。そこで、令和4年度予算の執行に当たっては、次の点を基本に取り組むこととする。

- 1 「改定アクションプラン」に掲げる施策・事業を着実に推進すること。
- 2 区民生活を支える上で必要な施策は時機を逸することなく確実に実行すること。
- 3 事業の執行段階において一層の創意工夫を凝らし、事業効果が最大限に発揮されるよう努めること。
- 4 公共施設等総合管理計画等に基づき、複数年度にわたって進めている事業について、事業手法を精査し、経費の縮減に努めること。
- 5 事業実施に伴う特定財源の確保に努めること。

各部等においては、以上の基本方針を踏まえ、区財政を取り巻く厳しい状況について職員一人ひとりに周知徹底するとともに、下記事項に留意の上、最小の経費で最大の効果を上げるよう、予算の執行に万全を期せられたい。この旨、命により通達する。

記

1 歳出について

- (1) 決算・予算特別委員会等における、議会からの意見・要望事項や、監査指摘事項等に十分留意すること。
- (2) 他の組織、他の事業と関連する事業については、事前に関係部局と連携を図り、十分に調整を行ったうえで、効果的・効率的に執行すること。
- (3) 時間外勤務手当については、10%の配当保留を行う。予算額10%減を前提に、ワークライフバランスに留意し、業務の効率化を図り、縮減に努めること。
- (4) 施設の維持管理については、建物・設備の点検を徹底し、適切な保全に努めること。また、光熱水費は定期的に使用状況を確認しながら節減に努めること。
- (5) 投資的経費に係る事業については、同種、同規模施設の整備実績等を踏まえ、構想・設計の段階から、コスト縮減に向けて工夫すること。
- (6) 補助金については、公益上の必要性や事業効果等について不断に見直すとともに事務の適正化の徹底を図ること。
- (7) 原油、原材料価格の上昇等、社会経済情勢の影響により、事業執行に支障を来す可能性が生じた場合は、速やかに財政課と協議し、対応策を検討すること。

2 歳入について

- (1) 歳入欠陥を生じないよう収入の確保に万全を期し、積極的に増収に努めること。収入が予算額に達しない場合は、その範囲内で支出額の調整を図るなど、他の財源に影響を及ぼさないよう留意すること。
- (2) 区税・保険料収入は、賦課対象の的確な把握と収納率の向上および滞納の早期処理に努めること。負担の公正性の原則から区民に不公平感、不信感を与えることのないよう配慮すること。
- (3) 国、都支出金は、補助制度の積極的活用を図る観点から情報収集に努めること。制度の改廃状況に十分留意しつつ、需要に応じた補助金の確保に努めること。制度新設・変更があった場合には、関係各部課への情報提供を適切に行うこと。
- (4) 有料広告等これまでの取組に加え、未利用区有地の活用、寄付制度の拡充等、所管自らの創意工夫のもと、自主財源の拡充に積極的に取り組むこと。

3 予算流用について

予算流用(事業間流用を含む)は、予算編成および議会審議の経過を踏まえ、真にやむを得ない場合以外は厳にこれを慎むこと。

4 協議事項等

予算事務規則に定める企画部長協議事項のほか、財政運営上影響を及ぼすと思われる事案については、事前に財政課へ協議すること。契約差金等の使用に係る事案についても同様とする。